

日田市税条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

地籍図（字図）の写しの交付手続きを見直すに当たり、所要の措置を講ずること。

2. 規則改正の主な内容

地籍図（字図）の電磁的記録媒体での交付を定めた第3条第6項の規定を削除すること。

3. 施行の時期

公布の日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

公益上、緊急に規則等を定める必要があるため。